

里山シンポジウム in 君津実行委員会会則 案

(前文)

里山シンポジウム in 君津実行委員会は、君津市の健康都市宣言を受け、里山の果たす役割とその有効活用、市民の社会参加への支援、及び学習、活動機会や活動場所の提供は、今後一層重要になっていくと考えています。加えて里山の持つ多くの機能やその利用について、指導できるリーダーの育成や資質・技能向上の学習機会の提供が求められています。

そこで、第11回里山シンポジウムが君津市で開催されるのを契機にして、君津市内の里山の保全、整備及び有効活用事業に関心を持つ個人及び団体が行う活動と情報交換や連携を取りながら「人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ」(里山に託す私たちの未来)の普及・啓蒙活動事業を進めます。

里山シンポジウム in 君津実行委員会の活動及び事業は営利を目的とせず、イデオロギー等に関与せず、真に自然を愛する市民とボランティア精神を持って活動を進めます。

(名称及び事務所)

第1条 この会は「里山シンポジウム in 君津実行委員会」(以下「本協議会」という。)と称し、
事務所を事務局長宅に置きます。

(目的)

第2条 本協議会は、里山の保全と活用、里山活動の普及振興をとおして、人々の健康と生きがいの増進を図り、「人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ」の伸展に寄与することを目的とします。

(活動及び事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動・事業を進めます。

- (1) 市内で里山に係る活動をする諸団体のネットワーク構築を進めます。
- (2) 市民に里山保全活動の多様な機会を提供し、関心の涵養を図り、社会貢献の場や生涯学習の機会を提供します
- (3) 目的を同じくする諸団体(NPO法人 ちば里山センターや里山シンポジウム実行委員会等の県域関係団体並びに他市町村の関係団体及び市域の関係団体等)との連携・協力を行います。
- (4) ネットワークを活用して活動団体と支援の事業の企画・運営を行います。
- (5) 君津市の「豊かな自然環境」や「里山の持つ機能」の維持発展する事業を行います。
- (6) 里山活動推進に必要な調査、研究活動並びに学習会・シンポジウム等を開催します。
- (7) その他本協議会の目的を実現するために必要な事業を行います。

(会員及び賛助会員)

第4条 本協議会は、会員及び賛助会員で組織します。

- 2 会員は、本協議会の目的に賛同し、決められた会費を納めた個人又は団体とします。
- 3 賛助会員は、本協議会の目的に賛同し、活動を支援する個人及び団体とします。
- 4 本協議会に加入するものは、加入申込書を所定の会費と共に事務局に提出し、会長の承認を得て会員となります。
- 5 会員は、会長に届け出て、脱会することができます。

(会費及び賛助会費)

第5条 会費及び賛助会費は次とおりとします。

会 費 個人 1000円

団体 2000円

賛助会費 個人 一口1000円とし、何口でも可とします。

団体 一口2000円とし、何口でも可とします。

- 2 納入された会費及び賛助会費は、年度途中退会等があっても返還しません。
- 3 賛助会員は、会の催す諸行事に参加し、意見を述べるすることができます。
- 4 個々の事業の遂行にあたって参加費等、活動費を徴収することがあります。

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置きます。

会 長 1名

副 会 長 2名

事務局長 1名

会 計 1名

監 査 2名

幹 事 20名以内

- 2 役員は、個人会員と団体会員の推薦を受けた個人とします。
- 3 役員には一切の報酬を支給しません。ただし、実費弁償はこの限りではありません。

(名誉役員)

第7条 本協議会に総会の議を経て、顧問、参与等名誉役員を置くことができます。

(役員及び幹事の選任と任期)

第8条 役員は、幹事の互選により選出し、総会の承認を得るものとします。

- 2 役員の任期は2年とします。但し再任を妨げません。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会を代表し、会務を総括します。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行します。
- 3 事務局長は、会長の指示により、本組織の実務を執行する。総会において会長の指示に従い、本年度の事業報告及び次年度の事業計画案を提示します。
- 4 会計は、本協議会の収入支出を管理し、会計仕事を執行します。
- 5 監査は、本協議会の事業及び会計全般を監査し、総会に報告します。
- 6 幹事は、幹事会を構成し、会務を分担し、執行します。

(会議)

第10条 会議は、総会及び幹事会とします。

- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、重要な会務を審議し、決定します。

- 2 総会は、会員で構成し、定期総会と臨時総会とします。
- 3 定期総会は、原則として年1回、春に開催します。
- 4 臨時総会は、必要に応じて開催します。
- 5 定期総会に付議すべき事項は、次のとおりとします。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること
 - (2) 事業報告及び決算報告に関すること
 - (3) 本協議会の会則の改廃に関すること
 - (4) 役員(幹事)の選出に関すること
 - (5) その他、会長又は幹事会が必要と認めたこと

(幹事会)

第12条 幹事会は、必要に応じて会長がこれを招集し、日常業務を審議し執行します。

(会計・その他運営活動に関する事項)

第13条 本組織の収入は、会費、賛助会費及び寄付金とし、支出は本協議会のすべての事務・事業の執行に当てます。

- 2 本協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とします。
- 3 本会の運営上必要な細則は、幹事会の議決により定めます。

付則

本協議会則は、平成25年9月17日（設立の日）から施行します。

- 2 第13条の2の規定にかかわらず、設立当初の会計年度は、設立の日から平成26年3月31日までとします。